第３５回 蘭越町農業委員会総会議事録

１　開催日時　　令和５年５月３１日（水）午後１時３０分から午後２時３０分

２　開催場所　　蘭越町役場３階委員会室

３　出席委員　　１３人

会　長	１５番	中井　　悟			
会長職務代理	７番	西元　道啓			
委　員	１番	黒川　利光	２番	近藤　一祝	
	５番	岩間　勇市	６番	宮武　正人	
	８番	吉田　靖志	９番	石井　妙司	
	１１番	安田　伸二	１２番	坂野　幸夫	
	１３番	坂井　明治	１４番	杉本　峯一	
	１６番	伊藤　忠幸			

４　欠席委員　　３番　髙山　重人　　１０番　金子　辰四郎

５　議事日程

第１　　会議録署名委員の指名について

第２　　会期の決定について

第３　　諸報告について

第４　　農地法第１８条第６項の規定による通知について

第５　　農地法第５条の規定による許可申請について

第６　　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第７　　令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

第８　　北海道４区選出国会議員要請活動について

第９　　北海道選出国会議員要請集会及び全国農業委員会会長大会について

６　農業委員会事務局職員　事務局長　高田　幸則

農地係長　小柳　大騎

7　会議の概要

議　長　ただいまの出席委員は、１３名であります。
定足数に達しておりますので、これから第３５回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が髙山委員、金子委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
それでは、日程に従って進めてまいります。
日程第１、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員　異議なし。

議　長　それでは、１２番坂野委員と１３番坂井委員を指名いたします。
日程第２、会期の決定についてを議題とします。
本日の総会の会期は、本日１日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

全委員　異議なし。

議　長　異議なしと認めます。
よって、会期は本日１日間と決しました。
日程第３、諸般の報告についてを議題とします。
第３４回の総会以降の諸般について、報告いたします。

４月２８日　非農地判断した土地地目変更登記に係る要望書提出役場
５月　９日　さけ・ます放流式　さけます事業所
５月２７日　献穀米御田植え祭　字吉国　金子委員ほ場
５月２９日　北海道選出国会議員要請集会　東京都
５月３０日　全国農業委員会会長大会　東京都

以上で諸般の報告を終わります。

日程第４、議案第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題とします。

番号１番から番号３番について、一括上程します。
事務局から説明願います。

事務局
（小柳係長）

議案第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。
令和５年５月３１日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号１番、貸主は○○さん、借主は○○、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は令和４年６月３０日から令和１４年６月２８日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年５月１８日、解約成立年月日等は令和５年５月３１日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号２番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は平成２８年１月２９日から令和８年１１月３０日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年４月２５日、解約成立年月日等は令和５年５月３１日です。解約理由は、転用をするためです。

番号３番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は平成２６年３月４日から令和６年３月３日までで強化法によるものです。通知年月日は令和５年５月１５日、解約成立年月日等日は令和５年５月３１日です。解約理由は、譲渡するためです。

ご審議お願いします。

議　長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

２番
（近藤委員）

番号１番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所は、○○から○○に向かう途中に○○へ上がる道路があり、進みますと○○がありまして、そこを上がって行った先の左手の一角が該当圃場です。よろしくお願いいたします。また３号議案で出てくるのでよろしくお願いいたします。

５番

番号２番について説明します。内容については事務局説明のと

（岩間委員）　おりです。場所なのですが、○○を○○方面に進みますと、○○さんの住宅があります。その向かい側の田んぼのもう１段上の所に○○があり、その裏側になります。また、あとの議案にも出てきますので、よろしくお願いいたします。

７番
（西元委員）　番号３番について説明します。内容については事務局説明のとおりでございます。場所は、○○の○○を左側に曲がって○○ほど行った所に○○がありまして、そこの裏手にある農地でございます。よろしくお願いいたします。

議　長　これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　議案第１号は、原案のとおり受理することとします。

日程第５、議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号１番について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
（小柳係長）　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第５条第１項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、意見を求める。令和５年５月３１日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号１番、申請者は貸主が○○さん、借主が○○、土地は○○番、現況は田、面積は○○㎡、農用地区域内の第１種農地、権利の種類は賃貸借です。申請理由は、北海道後志振興局からの発注となる「○○工事」のための仮設事務所及び資材置き場として利

用するためです。別紙、調査書をご覧願います。
　農地区分は第１種で第１種農地については原則不許可となっておりますが仮設工作物の設置その他の一時的に利用することが必要と認められる場合は不許可の例外となっており、本件につきましては、令和５年１１月３０日までの一時使用であること、工事の基点となる仮設事務所及び資材置き場として使用できる場所として、一時転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

　なお、番号１の案件は許可相当の可否について意見を求めるものです。
　ご審議お願いいたします。

議　長　引き続き、担当委員から補足説明を願います。

５番（岩間委員）　番号１番について内容は事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては、１号議案の２番で説明したところになりますので、よろしくお願いいたします。

議　長　これから質疑に入ります。
　質疑ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。
　原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　本案については、北海道農業会議へ諮問することといたします。

　日程第６、議案第３号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

　番号１番から番号４番について、上程します。
　事務局から説明願います。

事務局
（小柳係長）

議案第３号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和５年５月３１日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号１番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は売買です。１０a 当たりの価格は田で〇〇円、総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和５年６月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和５年７月１日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号２番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０a 当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和５年６月６日から令和８年６月５日までの３年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号３番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡で成立する法律関係は売買です。１０a 当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円です。総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和５年７月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和５年８月１日です。譲渡理由は、貸し付けいていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号４番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡で成立する法律関係は売買です。１０a 当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和５年８月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和５年９月１日です。譲渡理由は、貸し付けいていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議お願いします。

議　長　引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

２番（近藤委員）　番号１番について説明します。内容については事務局の説明のとおりであります。場所は先ほど１号議案で説明したところです。よろしくお願いいたします。

１１番（安田委員）　番号２番について説明いたします。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇の〇〇さんの住宅から〇〇に上っていく道路があり、それを上っていきますと、〇〇さんの住宅があります。その住宅の横にある農地です。よろしくお願いいたします。

７番（西元委員）　番号３番について説明します。内容に関しましては事務局説明のとおりです。場所に関しましては、先ほど解約した水田と道路の間に小さな畑があるのですけれども、それも含めた中で今回売買という事であります。よろしくお願いいたします。

６番（宮武委員）　番号４番について説明します。内容につきましては事務局説明のとおり売買でございます。場所に関しましては、〇〇から向かいまして、〇〇を左に曲がり、〇〇位進んだ先の道路向かいの２筆となっております。よろしくお願いいたします。

議　長　これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員　異議なし

議　長　本案は原案のとおり決定し､その旨町へ通知します。

日程第７、協議第１号令和４年度農業委員会の農地利用の最適

化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
（小柳係長）

協議第１号、令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について。令和５年５月３１日提出、蘭越町農業委員会長名。

皆さんのお手元に配布してあります、左上に協議第１号参考資料と書かれている、６枚ものの様式をご覧ください。

例年、この時期に前年度の農業委員会の活動の点検・評価を審議頂いて、ホームページにて公表し、農水省に報告しておりましたが、令和３年６月１８日に閣議決定されました規制改革実施計画により、農業委員会の活動計画については、最適化活動に係る目標を定め、具体的な活動を記録し、活動の評価、公表に取り組むこととなり、昨年３月に新しい様式となった農業委員会の最適化活動に向けた令和４年度の目標の設定等を総会審議の後に当町でも定めさせていただいていたところです。よってそれに対する点検評価も今回より新しい様式となっております。

それでは、説明に移ります。１ページ目の１番の農業員会の状況についてですが、ここの数値は先ほどお話しした昨年３月に定めた目標を転記しております。２ページ目、最適化活動の実施状況に移ります。このページ以降の現状及び課題と目標についてもさきほど同様、昨年３月に定めた目標を転記しておりますので、説明は実績部分に絞らせていただきます。

まず、（１）農地の集積ですが、実績としては３ｈａの新規集積となり、目標値には届いていませんが、これは当町では元々９０％を超える高い水準での集積率であるため、新たな集積面積を計上するのは困難なためです。

続いて（２）遊休農地の発生防止・解消ですが３ページ目に移ります。こちらの実績は昨年１０月に行った農地パトロールをもとに記載しております。緑区分の遊休農地は解消できませんでしたが、黄区分については半分ほどの面積を非農地通知発出により解消いたしました。

続いて（３）新規参入の促進ですが４ページ目に移ります。令和４年度の新規参入者は、１経営体で新規就農の〇〇氏分を計上しております。ただ、所有者の同意を得たうえでの公表農地面積

については、目標設定時にもお話ししましたが、蘭越町においては、あっせん等で農地の貸付希望地を公表する機会がなかなか無く、令和４年度においてもありませんでしたので、該当なしとしております。
　続いて、最適化活動の活動強化月間についてですが、先ほど説明した各項目について、特に力を入れて取り組んだ時期等について記載しております。
　５ページ目に移ります。（３）新規参入相談会への参加については、新型コロナウイルス感染症の影響により実績０となっております。
　以上の実績を踏まえて、国の設定した評価基準に伴い加点し、目標に対しては、農業委員会としては期待通りの結果が得られました。同様に各委員の皆様の評価に対しても同様の評語となりました。
　最後の６ページについては、事務の実施状況が記載されており、御覧のとおりとなっております。
　以上、説明を終わります。

　ご審議お願いします

議　長　　ただ今、説明がありましたが、ご意見やご質問等ありませんか。
　これから質疑に入ります。
　質疑ありませんか。

　（質疑なし）

議　長　　質疑なしと認めます。
　異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員　　異議なし

議　長　　協議第１号については、異議ないものとして決定し、町ホームページで公表することとします。

　日程第８、報告第１号　北海道四区選出国会議員要請活動について
　日程第９、報告第２号　北海道選出国会議員要請集会及び全国農業委員会会長大会について

一括して事務局から報告願います。

事務局長
（高田局長）

報告第１号　北海道四区選出国会議員要請活動について
と報告第２号　北海道選出国会議員要請集会及び全国農業委員会会長大会について 報告いたします。

５月２９日～３０日の日程で、会長と私で、東京都で開催された北海道選出国会議員要請集会並びに全国農業委員会会長大会に出席してまいりました。

まず、報告第１号の要請活動につきましては、２９日午後６時より、四区選出中村代議士への要望及び意見交換会を開催し、後志地区からの要望書を提出するとともに、農業を取り巻く情勢についての情報提供や、意見交換を行いました。

そして、翌日の３０日、報告第２号の北海道選出国会議員要請集会が星陵会館で開催され、与野党の北海道選出国会議員による挨拶と農政情勢についての情報提供がありました。

午後からは会場を文京シビックホールに移し、全国農業委員会会長大会が開催され、食料・農業・農村基本法の見直しに関連する施策の確立に向けて、食料安全保障の確立に向けた持続可能な農業・農村を作るための政策提案が行われました。

政策提案の内容につきましては、次回の総会開催時に参考資料として配付させていただきますが、概要としては食料安全保障の位置づけの明確化、担い手の確保、自給率の向上、適正な価格形成、農地の利用集積と適正利用等を訴えたものとなっております。

ただ、これらの課題につきましては、現在の基本法が制定された１９９９年、約２０年前から既に謳われており、今になって始まった懸案事項ではありません。

大事なのは見直しの文章ではなく、それをいかに実効していくのかであると思っておりますので、当委員会としましても、これらの目標の実現に向け、活動を続けてまいりたいと思います。

最後に、この２日間を通して、中村代議士との意見交換や、北海道選出の与野党の代議士からの情報提供等のなかで、印象に残った案件について報告いたします。

まず畑地化の予算につきましては、来年度についても確保される見込みであるということ、そして、自給率の低迷を受け、直接支払制度の拡充、新設が検討されているという話、それと営農型

太陽光発電施設について、営農型とは名ばかりの農地外への転用案件が増えていることから、今後については新規申請はもとより、既存の許可案件について現状把握を行い、虚偽の申請等、実情が申請内容と異なる場合につきましては、許可の取り消しを行い、現状復旧を命じることとするとのことです。また、法人の農地取得について、農地取得資格法人以外の法人については、国が定める国家戦略特区、現状では兵庫県養父市でのみ農地を取得することが可能でしたが、今後は構造改革特区へ移行し、これは希望する自治体側から国へ申請することができるようになるものであり、先に行われました下限面積の撤廃とあわせて、優良農地を守るという面で、地域の農業委員会の慎重な判断に委ねられる部分がより一層増えていくことになっていくと思われます。

これらの案件につきましては、詳しい情報が入り次第、随時報告させていただきますので、よろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

議　長

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

（質疑なし）

以上で、よろしいですか。

議　長

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局長
（高田局長）

次回総会は６月２８日(水)午後３時３０分からを予定しておりますので、よろしくお願いします。

次回の総会が、現体制での最後の総会となりますので、総会終了後、退任される委員の皆様の送別会を開催いたしたいと思います。詳細につきましては、後日ご案内させていただきますので、よろしくお願いします。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、先月総会終了後、吉田農地専門委員長、宮武副委員

長、中井会長、西元代理の４名にて、非農地判断した土地地目変更登記に係る要望書について、皆様からの修正等ありませんでしたので、役場応接室にて町長に提出しております。

今後の予定といたしましては、６月１２日に、倶知安法務局にて、法務局職員と農業委員会事務局との打合せを行う予定です。なお、農業会議にも確認したところ、非農地判断した農地の町による地目修正は、道内では初めてのケースであるとのことでしたので、法務局との打合せ等につきましても、一度だけでは方向性が固まらない部分もあろうかと思われますので、進捗状況等については随時報告してまいります。

以上で私からの報告を終わります。

議　長

閉　会　宣　言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第３５回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後２時３０分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　㊞

署名委員　　㊞

署名委員　　㊞